

Q&A

■途中から参加できますか？

途中参加・途中帰宅ができます。

ただし、お子さまを「何時に帰らせてほしい」等のご要望にはお応えできません。

■未就学児や中学生以上は参加できますか？

未就学児、中学生以上の方はご参加いただけません。

お迎え等で連れてこられた場合も、一緒に遊ぶことはお控えください。

また、未就学児を連れて来られる場合は、責任をもってお子さまの様子を見守ってください。

■私立学校、府立学校、特別支援学校等の児童は参加できますか？

お住まいの住所の指定校に限り参加できます。

■春休み・冬休みは昼食を持参していいですか？

お弁当の持参はできません。一度帰宅し、昼食後に再度ご参加ください。

■保険は適用されますか？

「普通傷害保険」を適用します。

事業実施中や往復途中に起きた事故や怪我は原則、当保険の対象となります。

お怪我をされ、医療機関で受診された場合は、学び育ち支援課にご連絡ください。

子ども医療費の自己負担金をカバーする保険金が、通院・入院された日数に応じて支払われます。

■医療機関を受診した場合、どこに連絡したらよいですか？

豊中市教育委員会事務局 学び育ち支援課までご連絡ください。

TEL 06-6858-2576 MAIL chiikikyo@city.toyonaka.osaka.jp

■どんな時中止になりますか？

警報発令時や暑さ指数など状況や事情により中止する場合があります。

詳しくは、豊中市ホームページをご覧ください。

中止の場合は、保護者連絡ツール（コドモン）などによりお知らせいたします。

しょうがくせい
小学生
だれ
誰でも
さんか
参加できます

にしおかしょうがっこう
西丘小学校

こうてい 校庭で遊ぼう！

豊中市教育委員会事務局学び育ち支援課の「放課後等の児童の居場所づくり事業」として、
放課後や冬休み・春休み中に運動場や多目的室を開放しています。

学校施設を利用しておりますが、学校（教職員）は、関わっておりません。

お問い合わせは、学び育ち支援課にお願いいたします。

実施期間

令和6年（2024年）4月9日～令和7年（2025年）3月31日

実施日時

- 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日の放課後 15時30分～17時
- 水曜日の放課後 14時30分～17時
- 春休み・冬休み（平日のみ） 9時～11時45分・13時30分～17時

土・日・祝日、夏休み、年末年始（12月29日～1月3日）、学校閉庁日は実施しません。

学校行事、天候状況等で実施しない場合があります。

じぜんとうろく ご利用には 事前登録 が必要です

登録はこちらから



登録内容は、お子さまの怪我などの緊急連絡に使用します。

下記の見守り員携帯電話番号から、ご連絡をする場合がございます。

<登録方法>

- ① 左記のQRコードを読み取る。
- ② 学校名、学年、児童名、保護者名、緊急連絡先を入力。
- ③ <申込む>ボタンを押して終了。

事業に関する
お問合せ

豊中市教育委員会事務局 学び育ち支援課
TEL 06-6858-2576

ホームページはこちら

豊中市 校庭で遊ぼう！

忘れ物・当日の様子等の
お問合せ

見守り員携帯電話
TEL 070-3144-3555



校庭で遊ぼう！ってどんなことができるの？

運動場と多目的室の同時開放はしません



運動場

運動場では、ボールや縄跳びなどを使って自由に遊ぶことができます。

多目的室

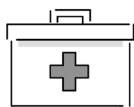
雨の日など運動場が使えない時は、多目的室でボードゲームやトランプ、折り紙、読書などの室内遊びができます。



校庭で遊ぼう！ のお約束

- 困ったときや怪我をしたときは、見守り員さんに声をかけましょう
- 遊具で遊ぶ時のルールは学校と同じです
- ルールを守って楽しく遊びましょう
- 見守り員さんの言われることをしっかり守りましょう

見守り員2名配置



児童の危険な遊びに対しての声かけや、簡単な怪我の対応を行います。事業運営は、民間事業者の委託により実施します。

持ち物



水筒を必ず持ってきましょう。食べ物、私物の遊び道具、貴重品は持ちこめません。

どうやって参加するの？

参加方法

授業後、そのまま参加できます

授業が早く終わるときは一旦帰ってから参加しましょう

行き帰りの安全に気をつけましょう

1 お家の人に「校庭で遊ぼう！」で遊ぶことを伝えましょう
(帰る時間も必ず伝えましょう)



2 学校へは歩いていきましょう
(自転車やキックボードでは来ません)



3 受付でクラス・名前を書きましょう
(帰るときは帰る時間を書きましょう)

保護者の皆様へ

- 「校庭で遊ぼう！」は、公園に遊びに行くのと同様に、自由に遊び、楽しんだりできる放課後の居場所として、放課後や長期休業（夏除く）に学校施設の一部を開放するものです。放課後子どもクラブのような、児童の保育や預かりの場とは異なります。
- 帰宅時間、行き帰りの安全等については、ご家庭でお子さんとよく話し合っ決めていただき、各家庭での責任で利用ください。また、体調の悪い日の利用は控えてください。
- 参加児童がケガをした場合は、簡単な応急処置を行いますが、ケガの状況により保護者の緊急連絡先に連絡し、お迎えや医療機関への受診をお願いすることがあります。なお、緊急を要する場合は救急要請を行います。
- 参加児童が見守り員の注意に従わない、ルールが守れない、迷惑行為などがあつた場合は、以後の利用をお断りする場合があります。